

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月11日
【発行者名】	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 長島 巖
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 インベスターサービス事業部 国内インベスターサービス事業室 上級調査役 平島 健至
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-3212-1211（大代表）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

発行者（受託者）である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）は、2024年7月11日付にて、ケネディクス・リアルティ・トークン渋谷神南（譲渡制限付）（以下「本信託」といいます。）の信託財産である不動産信託受益権（以下「本件不動産受益権」といいます。）の売却に係る売買契約を締結しました。本件不動産受益権の売却による換価代金の受領は、本信託の終了事由に該当しますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第14号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（1）本信託の終了日

本件不動産受益権が売却された場合、2024年9月30日（受託者による売却手取金の受領予定日から60日後の日）（但し、本信託の受益者代理人及び劣後受益者並びに受託者のアセット・マネージャーであるケネディクス・インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「アセット・マネージャー」といいます。）が別途合意する場合には、当該合意する日）が信託終了日となります。

（2）本件不動産受益権の売却に係る決定に至った理由

本信託の信託計算期間である2024年7月期以降は、下記の表における各信託計算期間において本件不動産受益権の売却価格が設定された早期売却下限価格を上回ると、アセット・マネージャーが判断する場合、当該信託計算期間において本件不動産受益権を早期売却する場合がある旨の売却方針を定めておりました。

信託計算期間	早期売却下限価格
2024年7月期	前期末時点における本件不動産受益権の帳簿価額
2025年1月期	
2025年7月期	
2026年1月期	下限なし

本信託の裏付資産である「KDXレジデンス渋谷神南」（以下「本物件」といいます。）は、本信託における保有期間において安定的なトラックレコードを積み上げられたことや、不動産市況も順調に推移していることから、2024年7月期に入り、複数の大手仲介業者より本物件の譲渡価格について提案を受けたところ、総じて本件不動産受益権の帳簿価額を大きく上回るものであったことから、アセット・マネージャーは、売却活動を開始致しました。その結果、国内の大手仲介業者より複数の購入検討者の紹介を受け、そのうちの1社より本件不動産受益権の帳簿価額及び鑑定評価額を大きく上回る価格提示があったことから、本物件を早期売却することが本信託の受益者の収益の最大化となると判断し、アセット・マネージャーは、本件不動産受益権の売却を決定しました。

受託者が本件不動産受益権の売却に係る換価代金全額を受領することは、本信託の終了事由に該当しますので、これにより、前記「（1）本信託の終了日」に記載の終了日をもって本信託は終了します。

（注） 本件不動産受益権の売却が行われなかった場合、本信託は終了しません。

（3）法令に基づき本件不動産受益権の売却等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨該当事項はありません。